

社会福祉法人日進福祉会 介護職員等特定処遇改善手当規程

1. 介護職員等特定処遇改善手当は、「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（老発 0412 第 8 号）」に基づき、本法人の介護老人福祉施設、短期入所生活介護、通所介護、訪問介護（以下、「対象事業所」という。）に従事する職員を対象とする。
2. 介護職員等特定処遇改善手当は、下表の定めにより支給する。
  - (1) 所属事業所、職種、資格の要件は、毎月 1 日時点のものとする。
  - (2) 経験年数は、毎年 4 月 1 日を基準日とする。経験年数は常勤、非常勤を問わずに通算し、他法人での経験も同等に扱うものとする。但し、経験年数の通算は、一の事業所に配属された最初の月と最後の月は控除するものとする。
  - (3) 賃金改善グループの「A 経験・技能のある介護職員」は、本法人の対象事業所の介護職員として 2 年以上の職務経験があるものを対象とする。
3. 介護職員等特定処遇改善加算の賃金改善実施期間は、6 月から翌年の 5 月までの期間とする。賃金改善実施期間における賃金改善総額（注 1）が介護職員等特定処遇改善加算総額を上回っていない場合は、その差額以上の賃金改善を賃金改善グループ A および B の常勤職員に「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（老発 0412 第 8 号）」に基づき 5 月に追加支給する。
 

（注 1）介護職員等特定処遇改善加算を原資とすることができる定期昇給額を含む。

賃金改善グループ	雇用形態	ランク	経験年数	資格要件	月額手当
A 経験・技能のある介護職員	常勤	A	7 年以上	介護福祉士	10,500 円
B 他の介護職員	常勤	B 5	5 年以上	なし	4,500 円
		B 3	3 年以上	なし	2,500 円
		B 1	不問	なし	800 円
C その他の職種	非常勤	パート	不問	なし	時給 20 円
	常勤	C 1	不問	なし	800 円
C その他の職種	非常勤	パート	不問	なし	時給 20 円

附則 この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。